

大阪府知事

松井 一郎 様

「非常勤職員の一般職への位置づけ変更に伴う勤務労働条件の改正について（提案）」  
に対する大阪府従・自治労府職の態度について

2015年8月5日、人事局は大阪府従・自治労府職に対し、一部を除き非常勤職員を一般職化へ位置づけ変更することに伴う勤務労働条件の改正について提案した。

これは、「職務の内容が補助的・定型的であったり、一般職の職員と同一と認められるような職や、勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高い職については、本来、一般職として任用すべきであり、特別職として任用することは避けるべきである」とする昨年7月4日付け総務省自治行政局公務員部長の通知を踏まえたものと理解する。

大阪府従・自治労府職は8月27日の団体交渉及び数次の事務折衝を通じ、一般職への位置づけ変更に伴う勤務労働条件等について以下の事項について確認を行った。

- 1) 雇用者は「各所属長」から、「知事」に変更されるが、採用等の手続きは従前のおり各所属で行うことから、「営利企業等への従事制限の弾力的運用」に伴う各所属での解釈に関する疑義を避けるため、「運用通知」等を発出することを確認した。
- 2) 特別休暇
  - ① 「妊産婦の休息」、「セクハラ相談」、「大腸健診・女性健診（特嘱・若特のみ）」を「職免」に変更する。併せて「セクハラ相談」については、ハラスメント一般が対象となるよう人事局内部で研究することとする。
  - ② 「生理休暇」及び「公傷以外の病気休暇」について、現行の「生理休暇」の付与日数は「必要時間」・「公傷以外の病気休暇」の付与日数は10日以内から、「生理休暇」の付与日数は常勤職員と同様に「2日以内」とし、「公傷以外の病気休暇」の付与日数は90日以内とする。
  - ③ 特別休暇制度について、常勤職員が有給であるにも係わらず非常勤職員が無給あるいは制度化されていないものについて、労使交渉を通じて項目出しが行われた。
- 3) 一般職化に伴い、地方公務員法の適用等が行われる。この中で「争議行為等の禁止」など労働基本権の制約もなされるが、その代償措置は人事委員会の機能を通じて発揮されることとなる。

以上の経過・確認を踏まえ、提案内容を現段階での到達点として確認し今回の労使協議を終了する。

2015年9月2日

大阪府従業員組合

組合長 坂

自治労大阪府職員労働組合

執行委員長 川本

